

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月22日
【会社名】	ミナトエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	MINATO ELECTRONICS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 窮
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地
【電話番号】	045(591)5611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 須永 牧夫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地
【電話番号】	045(591)5611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 須永 牧夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 179,968,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所  (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,812,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 平成21年10月22日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,812,000株	179,968,000	89,984,000
一般募集			
計(総発行株式)	2,812,000株	179,968,000	89,984,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、89,984,000円であります。

## 3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

## (1) 割当予定先の概要

割当予定先の名称		株式会社翔栄(以下、「翔栄」という。)		
割当株数		2,812,000株		
払込金額		179,968,000円		
割当予定先の内容	本店所在地	群馬県伊勢崎市三和町2718番3号		
	代表者の役職・氏名	代表取締役 堀川 悟		
	資本金 (平成21年6月30日(火)現在)	480百万円		
	事業内容	タッチパネルおよび関連製品の製造・販売		
	大株主及び持株比率 (平成21年6月30日(火)現在)		堀川 悟	29.75%
			住友商事(株)	9.55%
			日興ニューウェイブ2001投資事業有限責任組合	9.22%
		JAIC-IF3号投資事業有限責任組合	9.16%	
		インベスター・インベストメント・ショウエイB.V.	6.84%	
		東亜電気工業(株)	4.63%	
当社との関係 (平成21年6月30日(火)現在)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数		
		割当予定先が保有する当社の株式の数		
	取引関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
当該株券の保有に関する事項		割当先との間において、割当新株式効力発生日(平成21年11月9日)より2年間において、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。		

## (2) 募集の目的及び理由

## 募集の目的

当社は、デバイスプログラマや光学式タッチパネルを日本で初めて開発したパイオニアとして長年培ってきた技術力や開発力、ノウハウを活かした製品を国内外のお客様に販売しております。

一方、接触式ガラスタッチパネルの完全自動生産による量産化を日本でいち早く実現した翔栄はタッチパネルメーカーとして国内外において高い評価を得ており、市場ニーズにあわせたタッチパネルを幅広くラインナップしています。

タッチパネル市場は、カーナビゲーションシステムや携帯電話等の電子デバイスにおけるインターフェイスとしての優位性が評価され、年々世界規模で拡大傾向にある一方、拡大市場を狙って国内外メーカーが激しい開発競争・価格競争を繰り広げており、足下における景気動向の悪化、原材料コストの上昇等含め事業環境は決して楽観できるものではないと見られます。

かかる状況下、カーナビゲーションシステムや携帯電話などに使用される比較的小型の接触式タッチパネルを主力とする翔栄と金融端末機(ATM)や電子黒板など大型の光学式タッチパネルを主力とする当社の両社は、競合する分野が少なく市場での棲み分けがなされており、販売・生産・技術等各分野において、両社独自の技術・営業基盤を相互に活かすことでタッチパネル業界において相応のポジションが確立できるとの認識で合意に至り、両社間で業務提携を行うこととしました。具体的には、当社タッチパネル生産の翔栄への移管、両社のそれぞれが有する営業基盤の相互活用を通じた製品の販売拡大、資材共同調達、両社のタッチパネル関連技術に関する技術協力を推進していくことで、より技術性の高い製品開発やコストダウンを図っていくことを本提携の目的としております。

加えて、当社は本提携をより確実、堅固なものとするため、第三者割当による新株式発行を翔栄に引き受けていただくことが最善であると判断し、今回の業務提携と同時に資本提携を行うこととしました。

本提携の具体的内容については、今後、両社の代表者及び関係取締役が参画する「業務提携推進委員会」を設置し、両社間で協議を進めてまいります。現時点で決まっている業務提携の骨子は以下の通りです。

- ( )両社の各々が有する営業基盤の相互活用
- ( )当社光学式タッチパネル生産の翔栄への移管
- ( )両社の各々が有する資材調達ルートの相互活用
- ( )両社の各々が有する設備の相互利用
- ( )本提携推進を目的とする両社間の人事交流
- ( )その他両社協議により必要と考えられる事項

本提携に伴い、当社は翔栄との提携を推進するにあたり、当社の新規製品開発ならびに営業体制、生産体制の構築

(既存機械の改修、移設、工場レイアウト変更等)を予定しており、今回第三者割当による新株式発行にて資金を調達することといたしました。

現段階では今回の提携は平成22年3月期の業績予想に大きく影響を及ぼさない見通しです。なお、本提携の推進により営業体制、開発体制ならびに生産体制の強化を図ることは当社業績の向上に寄与するものと考えております。第三者割当による資金調達を選択することとした理由

前述の通り、今回の資金調達は翔栄との提携推進を図るための投資資金を主な目的としております。また業務提携先となる翔栄と資本関係を構築することで、共同での業務推進を行うことを明確にするため、第三者割当による資金調達を選択いたしました。

割当先を選定した理由

割当先である翔栄は、カーナビゲーションシステムや携帯電話などに使用される比較的小型な接触式タッチパネルに強く、製品ラインアップを拡充しつつ事業拡大を図っております。一方で、当社は金融端末機（ATM）や電子黒板など大型な光学式タッチパネルを主力としており、両社の事業領域は重複する分野が少なく、棲み分けがなされております。

以上のことから、タッチパネル事業領域の中で、販売・技術・生産等各分野において、両社の強みを活かすことができる最適な相手先と考えており、割当先に選定いたしました。

今回の第三者割当による新株式発行の払込みに要する資金については、割当先に十分な資金力等がある旨をヒアリングにより確認しており、当社は本第三者割当による新株式発行の払込みに確実性があると判断しております。

なお、当該割当先より、当該割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないこと、かつ将来においても反社会的勢力との取引関係及び資本関係を有しない旨の表明を受けており、当社としては当該割当先が反社会的勢力との関係を有していないと判断しております。

### (3) 割当先の保有方針

割当先は事業パートナーとして永続的な取引関係を前提に当社株式を長期保有する方針であります。

また、割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成21年11月9日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
64	32	1,000株	平成21年11月8日(日)		平成21年11月9日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。  
 4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込むものとします。  
 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

当該新株式発行の取締役会決議の直前日までの直近6ヶ月（平成21年4月22日～平成21年10月21日）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社株式の終値の平均値（ディスカウントなし、円未満切り上げ）64円としました。（平成21年10月21日終値と同額）

上記を発行価額としたのは、一時的な相場変動の影響を受けずに、ある程度の期間の平均株価を算定根拠とすることは客観性が高く合理的であること、また、本件が両社にとって前向きかつ積極的な関係強化・業務提携が目的であることなどを勘案し、割当先と協議の上決定いたしました。

この発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の発行株式数は2,812,000株（現在の発行済株式総数に対する割合20.45%）であり、結果として株式の希薄化を生じますが、本提携により、翔栄との営業基盤、技術・開発力、資材調達力などを相互活用し、今回調達する資金により営業体制、開発体制ならびに生産体制の見直しを図ることで、当社企業価値を更に向上させるものと判断し、既存株主様にとりましても合理性があるものと考えております。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ミナトエレクトロニクス株式会社 本社	神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店	神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目419

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
179,968,000	5,000,000	174,968,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額174,968,000円については、翔栄との提携を推進するにあたり新規製品開発投資や必要な営業体制、生産体制の構築(既存機械の改修、移設、工場レイアウト変更等)に充当する予定です。

その内訳については、当社が従来開発しております新方式タッチパネルの開発加速等の新規製品開発投資を中心に100百万円、残額を営業体制及び生産体制の構築(既存機械の改修、移設、工場レイアウト変更等)に充当する予定です。

また、調達資金の充当時期については、平成22年1月から平成22年12月を予定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク

第四部 組込情報 有価証券報告書（第53期）に記載の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年10月22日）までの間に生じた追加事項は以下の通りであります。

また、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 事業等のリスク

#### 株式の希薄化

当社は、平成21年10月22日開催の取締役会において、株式会社翔栄を割当予定先とする当社普通株式2,812,000株（発行価額総額179,968,000円）の第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」という。）を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資による新規発行株式数は、本有価証券届出書提出日における当社発行済株式数13,751,152株の20.45%に相当するものであり、本第三者割当増資が実行される場合、当社普通株式1株当りの株式価値に希薄化が生じ、既存株主にとって不利益となる場合があります。

#### 大株主の状況及び株主構成について

本第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先が今後当社の大株主となる見込みです。このため、本件割当予定先の議決権行使の状況又は第三者への売却状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに重大な影響を与える可能性があります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第53期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第54期第1四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 邦彦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高山 勉
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山口 直志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(5) 重要な引当金の計上基準(ホ) 役員退職慰労引当金に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、支出時の費用として処理する方法から、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 高山 勉  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内野 福道  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ミナトエレクトロニクス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月27日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 丸山 邦彦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高山 勉

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 直志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な会計方針 5 引当金の計上基準（5）役員退職慰労引当金に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、支出時の費用として処理する方法から、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 高山 勉  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内野 福道  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 高山 勉 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内野 福道 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 高山 勉 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内野 福道 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。